

広島県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年五月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡熊野町萩原七丁目六三五六番一地先から安芸郡熊野町萩原七丁目五七一〇番一地先まで		八・〇〇〇 一三・一〇〇	一〇・三〇〇 一九・六〇〇	八一・六〇〇	拡張